

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	17	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定（特定都市河川浸水被害対策法第 11 条又は下水道法第 25 条の 10 に規定）を受けた者が、当該認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設。 ・ 特例措置の内容 特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準を 1/6～1/2 の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：1/3）現行の特例措置の適用期限を 3 年間（令和 12 年 3 月 31 日まで）延長する。		
（ 関係条文 ）	（ 地方税法附則第 15 条第 39 項、同法施行規則附則第 6 条第 83 項、第 84 項 特定都市河川浸水被害対策法第 11 条、下水道法第 25 条の 10 ）		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲0.82 ） [平年度] — （ ▲5.11 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 近年甚大な水害が全国各地で発生し、気候変動による更なる降雨量の増大や、水害の頻発化・激甚化が懸念されている。特に河川や下水道の整備などの地方公共団体等の取組のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域（※１）及び浸水被害対策区域（※２）においては、流域のあらゆる関係者が協働して浸水被害を防止・軽減する必要がある。 （※１）特定都市河川流域とは、都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した特定都市河川とその流域。 （※２）浸水被害対策区域とは、排水区域のうち、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして、地方公共団体が条例で定める区域のこと。 （２）施策の必要性 近年の気候変動による降雨量の増大等がもたらす水害への対策には、河川管理者、下水道管理者のみならず、民間事業者や流域住民等と連携した雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進が必要である。 民間事業者等が都道府県等の認定を受けて整備する雨水貯留浸透施設についても、公共用水域への雨水流出を抑制し、浸水被害から国民の生命、身体及び財産を保護する機能を有するものであり、その整備を促進していく必要があるが、維持管理を含めて大きな負担が伴うため、本特例措置により民間事業者等の負担を軽減することが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○ 第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における位置付け ・第4章 推進が特に必要となる施策 1 施策の内容 （2）気候変動に対応した流域治水対策等の推進 ①関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 推進施策 10 流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸） ・目標（下水道）：浸水実績地区等（全国約 37 万 ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率 ○ 第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定）における位置付け ・重点目標：Ⅱ-1. 持続的で力強い経済成長の実現 ・重点施策：（水害対策）流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸） ・指標（河川）：特定都市河川の指定河川数 ・指標（下水道）：浸水実績地区等（全国約 37 万 ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率（KPI - 37） ○ 国土交通省政策評価体系上の位置付け ・政策目標：4 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する ・業績指標：46 浸水実績地区等（全国約 37 万 ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率 ・参考指標：59 特定都市河川の指定河川数
		政策の達成目標	雨水貯留浸透施設整備計画の認定数：23 件（うち特定都市河川流域内：12 件（令和5年度～令和11年度）、浸水被害対策区域内：11 件（令和5年度～令和11年度））
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	雨水貯留浸透施設整備計画の認定数：22 件（うち特定都市河川流域内：11 件（令和9年度～令和11年度）、浸水被害対策区域内：11 件（令和9年度～令和11年度））
	有効性	政策目標の達成状況	近年の水害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、官民で連携しての浸水対策にむけた動きが進んでおり、現に令和8年4月に雨水貯留浸透施設整備計画の認定申請が1件なされたほか、これまで複数の自治体から本制度の活用に関する相談を受けており、今後適用が進む見込みである。
		要望の措置の適用見込み	令和09年度 3 件（うち特定都市河川流域内：1 件、浸水被害対策区域内：2 件） 令和10年度 8 件（うち特定都市河川流域内：5 件、浸水被害対策区域内：3 件） 令和11年度 9 件（うち特定都市河川流域内：3 件、浸水被害対策区域内：6 件）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	近年の水害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、浸水対策に取り組む意欲のある自治体が増加しており、本特例措置の適用の要件となる特定都市河川指定・流域水害対策計画の策定及び浸水被害対策区域の指定に向けた取組も着実に進展している。既に、本特例措置の適用を前提に雨水貯留浸透施設整備計画の認定申請が行われており、それに基づく施設の整備も予定されていることから、官民協働で浸水被害対策への取組を推進するインセンティブとして、本特例措置の一定の政策効果が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	○特定都市河川浸水被害対策推進事業 （令和９年度予算概算要求額：13,037百万円の内数） 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた事業者への施設整備費用を支援し、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とした事業。当該事業により施設整備費用を支援するとともに、本特例措置により、民間事業者等に対し、施設設置のインセンティブの付与及び設置後の維持管理費の負担軽減を行うことが必要である。 ○官民連携浸水対策下水道事業 （令和９年度予算概算要求額：156,877百万円（下水道防災事業費）の内数） 下水道法に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた事業者への施設整備費用を支援し、都市の浸水安全度の向上をより一層推進することを目的とした事業。当該事業により施設整備費用を支援するとともに、本特例措置により、民間事業者等に対し、施設設置のインセンティブの付与及び設置後の維持管理費の負担軽減を行うことが必要である。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	認定に係る雨水貯留浸透施設の整備費に対する補助事業（特定都市河川浸水被害対策推進事業及び官民連携浸水対策下水道事業）により、初期負担の軽減を図っているところ。一方、本特例措置は施設整備後における事業者の維持管理費等の負担軽減による円滑な事業継続を目的とするものである。 したがって、補助金との明確な役割分担のもと、民間事業者による施設整備の促進に資するものであり、政策達成手段として妥当である。
		要望の措置の妥当性	多くの自治体において民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備が検討され、本特例措置の適用の要件となる流域水害対策計画の策定が順調に進展するほか、浸水被害対策区域の指定についても多くの自治体において検討がなされている。本特例の適用を前提に、複数の自治体において今後整備計画の認定が予定されているなど、本特例措置の活用実績の増加を見込むことができ、一定の政策効果が認められる。 なお、本特例措置は雨水浸透阻害行為の対策工事として確保すべき貯留量相当分は対象外としており、「流域治水」に資する民間事業者等による付加的な整備のみを対象にしている点において、必要最小限の措置となっている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<table><tr><th>年度</th><th>適用件数（件）</th><th>減収額（百万円）</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 【出典】：令和7年11月13日付事務連絡「特定都市河川浸水被害対策法の運用等の状況について（調査依頼）」（国土交通省水管理・国土保全局治水課実施の調査） 令和7年4月24日付事務連絡「社会資本整備重点計画の指標等に関する調書の作成について（依頼）」	年度	適用件数（件）	減収額（百万円）	令和3年度	0	0	令和4年度	0	0	令和5年度	0	0	令和6年度	0	0
	年度	適用件数（件）	減収額（百万円）														
	令和3年度	0	0														
	令和4年度	0	0														
	令和5年度	0	0														
令和6年度	0	0															
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績（千円）：令和4年度 0 令和5年度 0 令和6年度 31,808 ※国土交通省の調査においては本特例措置の適用は確認されていない。																
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	令和3年11月に本特例措置を創設して以降、現時点では適用に至っていないが、近年の水害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、浸水対策に取り組む意欲のある自治体が増加しているところ。これに伴い、本特例措置の適用の要件となる特定都市河川指定・流域水害対策計画の策定及び浸水被害対策区域の指定に向けた取組も着実に進展しているところ、実際に、本特例措置の適用を前提に雨水貯留浸透施設整備計画の認定・整備も予定されていることから、官民協働で浸水被害対策への取組を推進するインセンティブとして、本特例措置の一定の政策効果が認められる。																
前回要望時の達成目標	○ あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数 536（R01）→ 約960（R08） ○ ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 約170地区（R01）→ 約205地区（R08）																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○ あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数 880（R07） 近年の水害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、浸水対策に取り組む意欲のある自治体が増加しており、令和8年度には目標市町村数は達成の見込みである。 ○ ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 191地区（R07） 近年の水害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、浸水対策に取り組む意欲のある自治体が増加しており、令和8年度には目標策定数を達成見込みである。																
これまでの要望経緯	令和3年度 創設 令和6年度 延長																

措置名：雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

○要望内容

- ・特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準を $1/6 \sim 1/2$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準 $1/3$ ）特例措置を3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）延長する。

○本制度に係るアウトカム

短期アウトカム 〔対象期間： 令和3～4年度〕	特定都市河川の指定数及び浸水被害対策区域の指定数の増加 指 標：特定都市河川の指定数、浸水被害対策区域の指定数 目標値：特定都市河川の指定数：5水系104河川、 浸水被害対策区域の指定数：1件
中長期アウトカム 〔対象期間： 令和5～11年度〕	認定計画に係る雨水貯留浸透施設整備数の増加 指 標：雨水貯留浸透施設整備計画の認定数 目標値：23件 （うち特定都市河川流域内：12件、浸水被害対策区域内：11件）

○自己点検

①短期アウトカムの達成状況及び効果

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【特定都市河川の指定数及び浸水被害対策区域の指定数の増加】（令和3～4年度・目標値：特定都市河川の指定数5水系104河川、浸水被害対策区域の指定数1件）については、特定都市河川の指定数は達成したものの、浸水被害対策区域については未達成となった。

②未達成の要因

○令和3年の水防法改正により、自治体には、浸水被害対策区域の指定に必要な雨水出水浸水想定区域図について、近年の気候変動を踏まえた作成・見直しが求められたが、作成等には一定の時間を要するため、令和4年度時点では多くの自治体において未作成であった。一方、現在、雨水出水浸水想定区域図の作成は800自治体において完了しており、浸水被害対策区域の指定に向けた基盤整備が着実に進展している。

③中長期アウトカム達成の状況

○多くの自治体において民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備が検討され、本特例措置の適用の要件となる流域水害対策計画の策定が順調に進展するほか、浸水被害対策区域の指定についても多くの自治体において検討がなされている。

④要望への反映

○以上のことから、本特例措置の適用実績はないものの、官民協働で浸水被害対策への取り組みを推進する効果が認められることから、本特例措置の活用適用期限を3年間（令和12年3月31日まで）延長することを要望する。